

## 『新 営業店の金融法務』 追加情報

標記書籍におきまして、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「同施行令」「同施行規則」の施行（2016年10月1日）等に伴い、下記のとおり、加筆修正等を行う必要が生じたのでお知らせいたします。

## 記

## ◆ 18頁1～2行

削除。

## ◆ 18頁「4-2 疑わしい取引の届出制度」の最終行

①「9条2項」→「8条3項」に変更

②同行の後に以下の記述を追加

疑わしい取引の届出の判断については、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、および国家公安委員会から公表された犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して行うこととされています（犯罪収益移転防止法8条2項）。犯罪収益移転危険度調査書とは、国家公安委員会が、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査および分析を行ったうえで、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査および分析の結果を記載して公表する調査書をいいます。

## ◆ 20頁「(5) 本人特定事項の確認方法」の表の「個人」の欄④

「個人番号カード」を追加。

## ◆ 21頁6行目の後に以下の記述を追加

上記公的書類のほか健康保険証など写真のない本人確認書類については、上記の確認方法のほか、他の本人確認書類または顧客等の現在の住居の記載のある納税証明書や公共料金の領収証書等（補完書類）の提示を受ける方法（同法施行規則6条1項1号ハ）、当該本人確認書類以外の本人確認書類もしくは補完書類またはそれらの写しの送付を受けて、確認記録に添付する方法（同号ニ）をとることとされています。

## ◆ 21頁11行目

①「6条」→「7条」に変更。

②同行の後に以下の記述を追加。

なお、現金等受払取引など1回の取引金額に限度が定められている取引について、明らかに1回の取引金額を減少させるために2回以上に分けたものである場合は1回の取引とみなすこととされています（同法施行令7条3項）。

## ◆ 21頁下から3行目

「17条」→「20条」に変更。

## ◆ 22頁2行目

「21条」→「24条」に変更。

## ◆ 22頁最終行

「27条」→「28条」に変更。

## ◆ 84頁「(1) 預金の帰属」の上から14行目

（修正前）相続分は均等となりますが、非嫡出子や半血の兄弟姉妹の

（修正後）相続分は均等となりますが、半血の兄弟姉妹の

※（「非嫡出子や」を削除）